

# 2026年6月1日から 試行実施

## 「公民館・コミュニティセンター」 「総合町民センター」

### 使用申請が6月前の1日から受付開始

現行	公民館・コミュニティセンター	使用日の前月の1日から申請
	総合町民センター	使用日の3月前の1日から申請
例)	12/15に使用したい	→ (公民館) 11/1から申請 → (総合町民センター) 9/1から申請

**改正後** 公民館・総合町民センターともに6月前の1日から申請  
例) 12/15に使用したい → 6/1から申請できます

#### 予約・使用方法

- ①申請書受付期間（使用日の6月前の1日から使用日の5日前まで）にホームページなどで空き状況を確認
- ②電話等で使用したい部屋を仮押さえ（確定ではありません）
- ③仮押さえから1週間以内に申請書を提出してください  
**※申請書の提出がない場合は、自動的に取り消しとなります。**
- ④審査・使用料決定  
※使用目的等により使用料等の決定にお時間をいただく場合があります。
- ⑤使用日までに使用料をお支払いください（当日払い可）
- ⑥使用日当日は使用前に窓口にお立ち寄りください
- ⑦使用後に窓口にて使用した時間・人数等を報告してください

#### 申請先

新ひだか町公民館・コミュニティセンター TEL：0146-42-0075

総合町民センター TEL：0146-33-2222

開館時間 火～土 9：00～22：00、日 9：00～18：00  
(12/30は9：00～17：00)

※休館日 毎週月曜日、12/31～1/5

#### 新ひだか町教育委員会 教育部 生涯学習課

ご不明な点は ☎0146-42-0075 までお問い合わせください。